

平成 3 0 年度第 2 回戸田市都市景観審議会における意見への対応

平成30年度第2回戸田市都市景観審議会における意見への対応表

(平成31年2月14日開催)

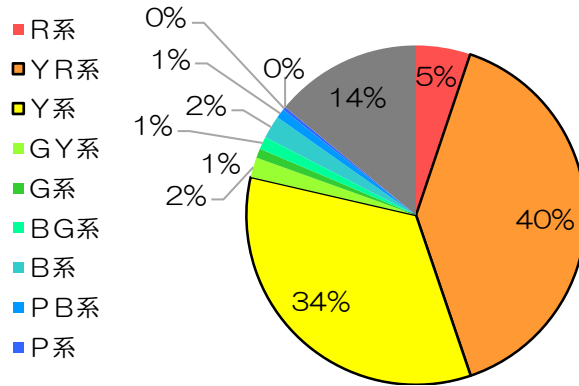
区分	主な意見	対応の方向性
1. 景観特性に 掲載の写真 について (第2章)	○北戸田駅前の高層住宅の写真(P. 19)が逆光で暗い印象を与えてしまうので、質が高い写真に差し替えてほしい。 (会議録P. 2、吉田会長)	●いただいたご意見を踏まえ、北戸田駅前の高層住宅の写真(P. 19)を差し替えました。
2. 景観形成の 目標の文章 表現につい て (第4章)	○景観形成の目標(P. 39)の最後の文末が「目指してまいります。」と表現されており、行政が単独で取組を進めていくように感じられる。 (会議録P. 7、吉田会長)	●いただいたご意見を踏まえ、第4章 1 景観形成の目標(P. 39)の最後の文末を「目指します。」という表現に修正しました。
3. 土地利用方 針図等の色 合いについ て (第4章) (第5章)	○土地利用方針図と同図の凡例(P. 61、76)の色合いが合っていないように感じる。 (会議録P. 5、柴田委員)	●いただいたご意見を踏まえ、土地利用方針図と同図の凡例(P. 42、60～61、75～76)の色合いを調整しました。 また、土地利用区分が設定されていない箇所の基準の適用について、追記(P. 75)しました。
4. 事前協議に ついて (第5章) (第8章)	○大規模建築物等において、建築確認申請を伴わない行為についても、事前協議を行う旨を本文中にも明文化するのが好ましい。 (会議録P. 3、小畑委員) (会議録P. 4、徳川委員) ○公共施設等において、建築確認申請を伴わない行為についても、事前協議を行う旨を本文中にも明文化するのが好ましい。 (会議録P. 2～3、小畑委員)	●いただいたご意見を踏まえ、大規模建築物等については、第5章 2 事前協議と届出等の手続(P. 74)の本文中に、建築確認申請を伴わない行為についても事前協議を行う旨を明文化しました。 公共施設等については、第8章 2 公共施設等の整備に関する協議・調整(P. 92)の本文中に、建築確認申請を伴わない行為についても事前協議を行う旨を明文化しました。 また、都市景観アドバイザーから助言を受ける仕組みについて、追記(P. 74、92)しました。
5. 豊かな緑の 創出につい て (第8章)	○第8章 1 公共施設等のデザインの基本的考え方(5)豊かな緑を創出するについて、良好な既存樹木を保全することや適切な維持管理の視点を加筆して、より具体的な表現にしてはどうか。 (会議録P. 4、荒井委員)	●いただいたご意見を踏まえ、第8章 1 公共施設等のデザインの基本的考え方(5)豊かな緑を創出する(P. 91)について、良好な既存樹木を保全することや適切な維持管理の視点を加筆し、より具体的な表現としました。

<p>6. 協働による景観形成の推進について (第9章)</p>	<p>○第9章 1 景観形成の推進方策 (5) 協働による景観形成の推進について、事務局からの説明の中では「景観について『知る・考える・行動する』』という3段階の親しみやすい表現があった。このような表現を用いると市民や事業者にも伝わりやすく、より好ましいので、記載を検討してほしい。 (会議録P. 5、荒井委員)</p>	<p>●いただいたご意見を踏まえ、第9章 1 景観形成の推進方策 (5) 協働による景観形成の推進 (P. 98~99) について、1) 景観形成に関する情報発信・PR活動は『知る・関心を持つ』、2) 景観形成について考える機会づくりは『考える・理解を深める』、3) 自主的な景観形成の取組への支援は『行動する・実践する』という3つの段階を記載しました。</p>
<p>7. 建築物等の基調とする色彩について (第4章)</p>	<p>○「建築物の土地利用区分別の考え方」における「色彩の基本的考え方」について、基調とする(推奨する)色彩から、R系を除外してはどうか。 戸田市を含めた全国的な傾向として、ほとんどの建物の外壁の基調色は、10YRを中心として7.5YRから2.5Yまでの色相に収まる。R系を「使用してはならない」ということではなく、「基調色としては積極的に推奨しない」ということであり、建物等外壁の基調色はR系を避けた上で、YR系、Y系を中心としていくと周囲に馴染みやすくなっていくと考える。 次回、JISの標準色票等を用いて、委員の皆様に変更を確認していただければどうか。 (会議録P. 5~P. 7、吉田会長)</p>	<p>●いただいたご意見を踏まえ、第4章 3 景観形成方針 (3) 建築物等のデザインの基本的考え方 2) 建築物の土地利用区分別の考え方の住居系土地利用、複合系土地利用(沿道型複合地)及び複合系土地利用(住工共生地)における色彩の基本的考え方 (P. 63、69、71) について、基調とする色彩から、R(赤)系を除外する方向で修正を検討します。 また、R系を「基調色としては積極的に推奨しない」ということについては、令和元年度に改定作業を予定しているガイドラインにも関係する内容ですので、あわせて対応します。 なお、都市景観審議会委員の皆様に変更を確認していただくため、令和元年度第1回審議会において、JIS標準色票等を用意し、ご確認いただきます。</p>
<p>8. 公共施設等の協議対象について</p>	<p>○小規模な公共施設等についても、景観配慮を行うために、景観アドバイザーとの協議対象にしていくことが好ましい。 (会議録P. 3、吉田会長)</p>	<p>●いただいたご意見を踏まえ、小規模な公共施設等についても、原則として景観アドバイザーとの協議を実施するものとします。</p>
<p>9. 事前協議・届出手続の周知について</p>	<p>○景観法の届出対象となる大規模建築物等について、事前協議・届出手続の周知を徹底してほしい。 (会議録P. 4、吉田会長)</p>	<p>●いただいたご意見を踏まえ、戸田市都市景観条例の一部改正の施行に合わせて、事業者に対する周知を行ってまいります。</p>

建築物の基調とする色彩におけるR系の取扱いについて

■色彩調査データ

建物の外装色の色相分布



YR系、Y系を基調とした建物が全体の約74%を占めています。

■景観形成方針（建築物等のデザインの基本的考え方 - 色彩の基本的な考え方）

○基調とする色彩

- ・ R（赤）系、YR（黄赤）系、Y（黄）系の暖色系の色相で、中・高明度で低彩度の色彩を基調とします。【住居系土地利用、複合系土地利用】

■景観形成基準（彩りシグナル）

建築物の外壁及び工作物の外装に使用してはならない色彩

色相	1.25R ～ 6.24R	6.25R ～ 8.74R	8.75R ～ 1.24YR	1.25YR ～ 3.74YR	3.75YR ～ 6.24YR	6.25YR ～ 8.74YR	8.75YR ～ 1.24Y	1.25Y ～ 3.74Y	3.75Y ～ 8.74Y	8.75Y ～ 1.24GY	1.25GY ～ 3.74GY	3.75GY ～ 6.24GY	6.25GY ～ 1.24B	1.25B ～ 6.24B	6.25B ～ 8.74B	8.75B ～ 1.24PB	1.25PB ～ 3.74PB	3.75PB ～ 6.24PB	6.25PB ～ 1.24P	1.25P ～ 6.74P	6.75P ～ 3.74RP	3.75RP ～ 1.24R	
明度	8.0以上																						
彩度	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	2.25 を 超える	3.5 を 超える	3.5 を 超える	3.5 を 超える	2.75 を 超える	1.76 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	
明度	5.0以上8.0未満																						
彩度	2.25 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	4.5 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	2.25 を 超える	
明度	5.0未満																						
彩度	3.5 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	3.5 を 超える	2.75 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.75 を 超える	3.5 を 超える	4.5 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	2.75 を 超える

6.25Rより赤味の強い色相では、低彩度色以外の使用を制限しています。

建築物の屋根に使用してはならない色彩

色相	1.25R ～ 6.24R	6.25R ～ 8.74R	8.75R ～ 1.24YR	1.25YR ～ 3.74YR	3.75YR ～ 6.24YR	6.25YR ～ 8.74YR	8.75YR ～ 1.24Y	1.25Y ～ 3.74Y	3.75Y ～ 8.74Y	8.75Y ～ 1.24GY	1.25GY ～ 3.74GY	3.75GY ～ 6.24GY	6.25GY ～ 1.24B	1.25B ～ 6.24B	6.25B ～ 8.74B	8.75B ～ 1.24PB	1.25PB ～ 3.74PB	3.75PB ～ 6.24PB	6.25PB ～ 1.24P	1.25P ～ 6.74P	6.75P ～ 3.74RP	3.75RP ～ 1.24R	
明度	8.0以上																						
彩度	すべての彩度																						
明度	5.0以上8.0未満																						
彩度	2.25 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	4.5 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	2.25 を 超える	
明度	5.0未満																						
彩度	3.5 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	3.5 を 超える	2.75 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.75 を 超える	3.5 を 超える	4.5 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	2.75 を 超える